

# 野生鳥獣による被害の低減に向けて

## — 鳥獣法改正案 —

環境委員会調査室 山岸 千穂

### はじめに

野生鳥獣は自然環境の重要な構成要素であるとともに、古くから生活資源や鑑賞の対象などとして人間との深い関わりを持って生息してきた。しかし、近年、ニホンジカやイノシシ、ニホンザルなどについては、個体数の増加及び生息域の拡大が急速に進み、希少な高山植物の食害、農林水産業や生活環境への被害が深刻化している。また、これまで鳥獣の捕獲等において中心的な役割を果たしてきた狩猟者は、著しく減少及び高齢化が進んでおり、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。

以上のような状況を踏まえ、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「鳥獣法改正案」という。）が、第186回国会に提出され、成立した。

本法律案の提出の背景や経緯、内容等については既に本誌で触れているので<sup>1</sup>、本稿では、衆参両院における主な論議を中心に紹介することとし、あわせて、参議院において提出された修正案及び附帯決議について紹介することとしたい。

### 1. 法律案の提出と審議の経過

鳥獣法については、2007（平成19）年4月に施行された改正鳥獣法（平成18年法律第67号）附則第7条に基づき、2013（平成25）年5月から見直しの検討が進められ、2014（平成26）年1月、中央環境審議会から環境大臣に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」の答申がなされた（以下「答申」という。）。この答申を受け、環境省において立案作業が進められ、政府部内の所要の調整を経て、同年3月11日、鳥獣法改正案が閣議決定され、同日、第186回国会に提出された。

なお、鳥獣法の見直しと並行して、2013（平成25）年12月、環境省及び農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表している。これは、ニホンジカ、イノシシの生息数を10年後（平成35年度）までに半減させるとの目標を掲げるものであり、鳥獣法の改正もこの対策の中に位置付けられている。

鳥獣法改正案は、衆議院では、本会議における趣旨説明及び質疑が行われたほか、環境委員会において政府に対する質疑、参考人に対する意見聴取・質疑が行われた。参議院では、環境委員会において政府に対する質疑及び参考人に対する意見聴取・質疑が行われるとともに、栃木県日光市における現地視察が行われた。質疑終局後、日本共産党から修正案が提出されたが、同案は否決され、原案どおり可決された。両院の環境委員会においては、審査の結果、附帯決議が付されている。鳥獣法改正案の概要は、次のとおりである。

<sup>1</sup> 詳細については、拙稿「野生鳥獣の管理の強化」『立法と調査』351号（2014.4）112～125頁を参照のこと。

## 鳥獣法改正案の概要

### 1. 題名、目的の改正

法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるとともに、法律の目的に、「鳥獣の管理を図ること」を加える。

### 2. 施策体系の整理

都道府県知事が、地域における種の状況に応じて策定する計画について、目的を明確化し、「保護に関する計画」（第一種特定鳥獣保護計画）と「管理に関する計画」（第二種特定鳥獣管理計画）に分けるなど、施策体系を整理する。

### 3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

環境大臣が定める鳥獣（「指定管理鳥獣」）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業を実施することができることとする。この事業として行われる捕獲等については、捕獲等の許可を不要とすることや、一定の条件の下で、夜間の銃による捕獲等を可能とする等の制限の緩和を行う。

### 4. 鳥獣捕獲等事業の認定制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者が、その事業が安全管理体制等について一定の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる制度を導入する。

### 5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で、麻醉銃による捕獲等をしようとする者が、都道府県知事による許可を受けた際には、住居集合地域等における銃猟の禁止に係る規定は適用しないものとする。

### 6. その他

網猟免許及びわな猟免許の年齢制限を、20歳未満から18歳未満に引き下げる。

### 7. 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 2. 主な論議

鳥獣法改正案の衆参両院の環境委員会における主な論議は、以下のとおりである。

### (1) 特定鳥獣保護管理計画を整理することの是非

現行の特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）は、2014（平成26）年4月現在、46都道府県において131計画が策定されており、1999（平成11）年改正における導入以降、ニホンジカやイノシシの捕獲数は約3倍の伸びを示しているが<sup>2</sup>、期待される被害の減少は見られない。

こうしたことを踏まえ、現行の特定計画制度の評価を問うとともに、本法律案により「第

<sup>2</sup> 狩猟と許可捕獲（有害鳥獣捕獲と特定計画に基づく個体数調整）を合わせた捕獲数は、イノシシは2000年度の約14万8,300頭から2011年度の約39万500頭へ、ニホンジカは2000年度の約13万7,400頭から2011年度の約41万5,500頭へと増加している。

一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に分けることの是非について質疑があった。

これについて、環境省は、現行法に基づく特定計画の下、特定鳥獣のモニタリングが進み、科学的知見を踏まえた対策が進められたことについて一定の成果が見られたとした。その上で、管理計画の目標の設定が低い、個体群管理の方針が必ずしも明確でない、農林部局や市町村との連携が不十分などの課題があったとしている。さらに、こうした問題の発生した原因として、「管理」の考え方について、現行制度においては、「保護」のための「管理」という整理がなされていたこと、そのため管理のための手段についても捕獲規制の緩和にとどまり、積極的な捕獲のための措置が講じられていなかったとした。こうしたことから、改正案においては、「保護」と「管理」を明確に区分して、「管理」を実施する手段として都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を創設する等の改善を図ったと述べている<sup>3</sup>。

## (2) 人材の育成・確保の方途

### ア 都道府県の鳥獣行政担当職員への専門的人材の配置の必要性

本法律案の提出に先立ち、中央環境審議会から環境大臣になされた答申においては、「科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するため、中でも特に認定事業者を活用することなどにより個体群管理を適切に実施するためには、都道府県等において、個体群管理を中心とした鳥獣管理の専門的知見を有する職員の配置が必要である」としている。さらに、都道府県の鳥獣行政担当職員に専門的人材を配置する必要性については、1999（平成11）年の改正における附帯決議や、環境省に設置された野生鳥獣保護管理検討会の報告書（2004（平成16）年12月）においても指摘されている。他方、実態はというと、沖縄県を除く特定計画を策定している46都道府県のうち、鳥獣保護管理に関する専門的な教育を受けた職員や知識を持った職員が配置されているのは14都道府県にすぎない<sup>4</sup>。

こうしたことを踏まえ、専門的人材を都道府県の鳥獣行政担当職員に配置する必要性について、質疑が数多くなされた。

これに対し、環境省は、鳥獣行政は都道府県の自治事務であり、職員の配置についても都道府県知事の判断に委ねられるとした。その上で、国は、都道府県に示す基本方針においてその必要性を示しており、都道府県にそうした対応をするように促している旨答弁している<sup>5</sup>。

また、前述の答申において、国による人材育成のための研修プログラムの充実や、専門職員の活用事例に関する最新情報の提供などが求められていることから、環境省では、都道府県の担当職員を対象に、専門的な知見の習得や技術の向上を目的とした研修会を開催するとともに、人材登録事業により専門家を紹介するなど、人材の育成、確保に現

<sup>3</sup> 第186回国会参議院環境委員会会議録第8号10頁（平26.5.22）

<sup>4</sup> 環境省・平成22年度第2回鳥獣保護管理小委員会「特定鳥獣保護管理計画の実施状況等について」

<sup>5</sup> 第186回国会参議院環境委員会会議録第8号11頁（平26.5.22）

在努めているところであり、今後も、これらの取組を一層推進していきたい旨、答弁している<sup>6</sup>。

### イ 鳥獣保護管理に関する資格制度等の活用の必要性

前述の「野生鳥獣保護管理検討会報告書」においては、人材育成について、「資格制度などにより、鳥獣の保護管理の知識や技術を有する者であることを証明できる仕組みをつくること」などが提言されている。また、平成21年度～平成25年度においては、宇都宮大学が栃木県と連携し、鳥獣管理に関する専門家育成のためのプログラムを実施するとともに、受講者64名が一般社団法人鳥獣技術管理協会の認定する技術資格である「鳥獣管理士」に任命されている。

こうしたことを踏まえ、鳥獣行政を担当する職員の位置付けを明確にする必要性、国として情報の共有や具体的助言を実施していく体制を構築する必要性について質疑があった。

これに対し、環境省は、都道府県における職員の配置については、各都道府県の裁量に委ねられるため、適切な対応を促したいとした<sup>7</sup>。また、環境省としては、地方環境事務所の職員が教育機関の中にも積極的に参加をしながら、各都道府県や市町村の関係者の意見を十分に聞き、調整役として仕事をしていくというのも今後の方向性ではないかとして、こうした点についてこれから注力していきたいと述べている<sup>8</sup>。

## (3) 鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者の認定制度に係る今後の方針等

### ア 認定される事業者として想定される団体及び認定の要件

本法律案においては、安全管理体制等について一定の基準に適合していることにつき、事業者は、都道府県知事の認定を受けることができる。この制度は、従来の捕獲が及びにくい地域などで安全かつ効率的に捕獲を実施することが可能な事業者の育成等を目的として導入される。認定される法人としては、現在、鳥獣捕獲の主な担い手となっている都道府県猟友会のほか、公益法人、自然環境コンサルタント、警備会社等が想定されており<sup>9</sup>、今後、同制度により、多様な捕獲主体の育成が期待されることである。他方、認定事業者については、銃による鳥獣捕獲を行うことによる危険性などから、その対応については慎重を期すべきとの意見も多い。このため、同制度における認定要件及び運用の方針についての質疑があった。

環境省は、認定の要件としては環境省令において詳細を定めることとしつつ、その内容として、安全管理を図るための体制、捕獲に従事する者の技能及び知識、研修体制のほか、役員が鳥獣法違反等の欠格事由に該当しないことなどを予定している旨、答弁している。また、認定された事業者についても、本法律案において、事業が認定の基準に適合しなくなった場合、都道府県知事はその事業者に対し必要な措置を行うよう命令できるとともに、その命令に従わない場合には認定を取り消すことができるとした。さら

<sup>6</sup> 第186回国会衆議院環境委員会議録第8号3頁(平26.4.18)

<sup>7</sup> 第186回国会参議院環境委員会議録第8号11～12頁(平26.5.22)

<sup>8</sup> 第186回国会参議院環境委員会議録第8号17頁(平26.5.22)

<sup>9</sup> 第186回国会衆議院環境委員会議録第8号1頁(平26.4.18)

に、鳥獣法の規定に違反した事業者に対しても認定を取り消すことができるとともに、認定を取り消された事業者はその後3年間は認定を受けることができない等の規定があり、これらにより、慎重な対応をしていくと述べている<sup>10</sup>。

#### イ 認定事業者と地域の狩猟者団体との連携・調整の必要性

現在、鳥獣捕獲の主な担い手は都道府県猟友会であり、前述の公益法人や自然環境コンサルタントなどは、現時点では全国的に見ても少数にとどまる。しかしながら、今後、同制度の導入により新たな事業者が増加し、地域における既存の体制と新たな事業者との間に軋轢が生じる可能性が予想され、こうした事態への行政の対応方針を問う質疑があった。

これに対し、環境省は、国としては発注する立場の都道府県等に対し十分な配慮を求めていくとともに、鳥獣法に基づき国が策定する基本指針の中にも示していきたいとの答弁をしている<sup>11</sup>。

#### (4) 捕獲等に対する財政支援の必要性

鳥獣の捕獲に関しては、農林水産省所管の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、市町村に対し「鳥獣被害防止総合対策交付金」を配分している。また、同法に基づき、総務省は、有害鳥獣の駆除のため市町村が負担した額の5割から8割について特別交付税措置を講じている。

鳥獣法に基づく鳥獣の保護及び管理は、都道府県の自治事務とされているところであるが、ニホンジカやイノシシなど全国的に増加している鳥獣については、その被害対策が大きな負担となっている。こうしたことから、鳥獣被害防止特措法同様、本法律の施行に当たって国による財政的な支援を行う必要性が指摘された。

これについて、環境省は、指定管理鳥獣の対策については、全国的に取組を推進する観点から、予算要求することを検討するとしての上で、地方の事務として地方交付税交付金の対象とすることについても、今後、関係省庁と協議をしていきたいと答弁している。また、総務省は、今回の法改正により都道府県が第二種特定鳥獣管理計画を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、鳥獣捕獲等事業者の認定事務を行うことになるため、これにより生じる地方負担に係る地方財政措置については適切に対処していきたいと述べている<sup>12</sup>。

#### (5) 捕獲等鳥獣の放置等の禁止の一部適用除外に係る対応方針

現行法の下では、地形的要因などにより埋設困難な場合等を除き、捕獲個体の放置は原則として禁止されている。その趣旨は、捕獲個体の体内に残存した鉛製銃弾を採食した猛禽類の鉛中毒及び捕獲個体を捕食する動物の増加による生態系のかく乱などの防止とされている。

<sup>10</sup> 第186回国会衆議院環境委員会議録第6号10頁（平26.4.11）

<sup>11</sup> 第186回国会参議院環境委員会議録第8号7頁（平26.5.22）

<sup>12</sup> 第186回国会衆議院環境委員会議録第6号3頁（平26.4.11）

一方、本法律案により導入される指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、一定の要件を満たす場合について、捕獲等をした鳥獣を放置することを認めることとしている。現在も例外的に認められている措置ではあるが、今後、捕獲数を大幅に増加させていく上では、上記のような環境への影響が生じることが懸念され、環境省の対応方針が問われた。

これについて、環境省は、今回の指定管理鳥獣捕獲等事業における放置の禁止の適用除外に当たっても、現行制度の趣旨を踏まえ、むやみな放置により生態系や生活環境に悪影響を及ぼさないよう、銃猟の場合には鉛弾を使用しないこと、住民の生活などに支障がないこと等を要件とすることとしていると述べている<sup>13</sup>。

#### (6) 夜間の銃による捕獲等の実施における安全性の確保の方途

本法律案においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として行われる捕獲等については、一定の条件の下で、夜間の銃による捕獲等を可能とすることとしている。しかしながら、夜間の銃猟は、安全確保の観点から、これまで例外なく禁止されてきた。また、海外の事例においても、夜間における銃猟は原則禁止されている。

こうしたことを踏まえ、夜間における銃による捕獲等を可能とすることの目的と安全性の確保の方途について質疑があった。

これに対し、環境省は、ニホンジカの生態を考えると、夜間に銃により捕獲を行うことが効果的な場合もあり、都道府県からの要望に加え、中央環境審議会においても安全管理を厳格に行えることを条件として限定的に認めることを検討する必要性が指摘されたとしている。本法律案では、これらを踏まえ、夜間の銃による捕獲については、厳格な要件の下で限定的に実施を認めることとしていると答弁している。具体的には、事業の実施者は都道府県又は国の機関に限定し、認定事業者に委託するとともに、実施する日時、区域、方法及び安全管理体制などが実施計画に適合することについて都道府県知事の確認を受けるなどの仕組みを設けているとした<sup>14</sup>。

#### (7) モニタリングの強化の必要性

鳥獣管理を科学的、計画的に進めるためには、その基礎となる個体数の把握を行う必要がある。このため、環境省では、ニホンジカとイノシシの個体数推定を実施し、2013（平成25）年8月に公表している。ここでは、本州以南のニホンジカについて中央値が261万頭であり<sup>15</sup>、北海道が独自で推定した結果を加えると、全国で325万頭と推定されている。また、イノシシについては、中央値が88万頭と推定されている。

こうした推定の元となる実際の捕獲数については、ニホンジカについては都道府県単位で行われているが、その調査手法についてはばらつきがある。また、イノシシについては都道府県単位での推定は、ほとんど行われていない。

<sup>13</sup> 第186回国会参議院環境委員会会議録第8号3頁（平26.5.22）

<sup>14</sup> 第186回国会参議院環境委員会会議録第8号15頁（平26.5.22）

<sup>15</sup> この値は、ニホンジカの場合において、90%信用区間（9割の確率で含まれる区間）で155万頭から549万頭、50%信用区間で、207万頭から340万頭となり、非常に幅が広いことから、中央値として261万頭という数字を使用していると説明されている。（第186回国会衆議院環境委員会会議録第8号11頁（平26.4.18））

このような現状を踏まえ、今後のモニタリングの在り方と国による積極的な支援の必要性が指摘された。

この点、環境省は、平成 25 年度補正予算により、都道府県による統一的な個体数推定の手法の検討を行うとともに、ニホンジカについては、都道府県単位で、イノシシについては広域ブロック別に個体数推定を行うこととしている。これにより得た情報については、各都道府県へ共有を図るとともに、その推定手法を普及するなど支援をしていきたいと述べている<sup>16</sup>。

### (8) 野生鳥獣肉の衛生管理体制の構築に向けた対応方針

今後、鳥獣の捕獲を強化していくに当たっては、その生命を尊重し捕獲後の個体を利活用する重要性が指摘されている。野生鳥獣肉については、フランス料理における「ジビエ」に倣い、既に一部地域において地域資源として活用していく取組が始まっている。

野生鳥獣の処理加工を業として行う場合には、食品衛生法に基づき、基準に適合する施設を設けるとともに、都道府県知事等から「食肉処理業」として営業許可を取得することが求められるほか、管理運営基準に従って衛生的に処理加工を実施しなければならない。解体に当たっては、牛・豚等についてはと畜場法が、鶏・あひる等については食鳥検査法による規制がある一方、野生鳥獣については、これを規制する法律がなく、一部の地方公共団体においてガイドラインやマニュアルが作成されているにとどまる。

図 食肉販売の流れ

	牛・馬・豚・めん羊・山羊	鶏・あひる・七面鳥	野生鳥獣(ジビエ) (※)
生産(狩猟)	畜産農家	養鶏農家	狩猟者
↓			
解体	と畜場法 と畜場における と畜検査	食鳥検査法 食鳥処理場 における 食鳥検査	食品衛生法  解体・加工・販売に 必要な営業許可を取得 した施設
↓			
加工 販売	食品衛生法 加工・販売に必要な 営業許可を取得した 施設	食品衛生法 加工・販売に必要な 営業許可を取得した 施設	
↓			
消費	消費者・飲食店	消費者・飲食店	消費者・飲食店

(※) 農林水産省及び一部の自治体では取扱いについてマニュアルを整備 (出所) 厚生労働省資料

今後、野生鳥獣肉を普及させていくに当たっては、他の食肉同様、安全性の担保による消費者の信頼の確保が重要であり、こうしたことから、野生鳥獣処理の衛生管理に関し、国による統一的なガイドラインを作成する必要性について指摘があった。

これに対し、厚生労働省は、現在、野生鳥獣肉の安全性確保のための研究を進めており、この中で、病原微生物による汚染実態調査や諸外国の調査を行っているとした。さらに、

<sup>16</sup> 第 186 回国会衆議院環境委員会議録第 8 号 11 頁 (平 26. 4. 18)

同研究の最終報告を待って、疾病に罹患した野生鳥獣の排除等を含む衛生的な解体処理の方法などを内容とするガイドラインの作成を進めていくと答弁している<sup>17</sup>。

### 3. 修正案の提出と附帯決議

#### (1) 修正案の提出

前述のとおり、参議院環境委員会における審査においては、日本共産党から修正案が提出された。その内容は、原案について、積極的な鳥獣の管理を図る観点からの題名、目的等の改正を行うとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設、鳥獣捕獲等事業の認定制度の導入等の措置を講じないこととし、その全部を修正するものであり、要点は次のとおりである。

##### ○目的の改正

目的において、鳥獣の保護を図るための事業に鳥獣の保護のための管理を行うことを含むことを明記する。

##### ○特定鳥獣保護管理計画に関する改正

国は、都道府県知事が、特定鳥獣保護管理計画を定めたときは、当該特定鳥獣保護管理計画が円滑に実施されるよう、専門的な知識経験を有する人材の確保その他必要な体制の整備に対する援助、当該実施に必要な費用についての財政上の援助その他の必要な援助を行う。

#### (2) 附帯決議

本法律案に対し、衆議院環境委員会では15項目、参議院環境委員会では17項目の附帯決議が付されている。参議院環境委員会における附帯決議は次のとおりである。

#### 参議院環境委員会における鳥獣法改正案に対する附帯決議事項

1. 認定鳥獣捕獲等事業者には、高度な捕獲技術に基づく効果的な捕獲や、地域の実情に即した地域密着型の捕獲が求められることに鑑み、当該事業者の認定要件については、鳥獣の種類や状況に応じた鳥獣管理に関する知見、安全管理体制、捕獲に携わる者に対する安全や捕獲技術に関する研修の実施体制等が総合的に勘案された適切な基準を定めること。  
また、同事業者が将来的に広域的な事業を展開することができるよう、必要な措置を講ずること。
2. 科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に配置されることが重要であることに鑑み、専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう財政支援の検討及び技術的助言を行うこと。  
また、都道府県における当該職員の配置状況について把握し、毎年公表を行うこと。
3. 捕獲体制の新たな担い手である認定鳥獣捕獲等事業者が業務を実施するに当たっては、科学的・計画的な捕獲をより適正かつ効率的に推進するという制度の目的に鑑み、積極的にこれが行われるようにするため、従来その地域で活動してきた狩猟者団体との軋轢が生じることのないよう、両者間の調整が適切になされ、両者が連携して取り組むことのできる体制を構築するよう都道府県に助言すること。
4. 夜間の銃による捕獲は、適切な方法で実施しなければ危険性が非常に高いことから、効果的な捕獲方法の確立を図るとともに、その実施に当たっては都道府県警察と十分な調整が図られるよう都道府県に助言を行うなど、安全対策について万全の措置を講じること。
5. 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施において認められる捕獲等鳥獣の放置については、他の野生生物への

<sup>17</sup> 第186回国会衆議院環境委員会議録第8号2頁(平26.4.18)



影響を始めとする生態系への影響や、同事業が鳥獣の尊い命を奪う行為であるということ、及び科学的・計画的な鳥獣管理に捕獲個体から得られる生物学的情報が重要であることにも十分配慮して、環境省令を定めること。

6. 都道府県の区域を越えて生息する第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理については、関係都道府県間の協議を一層促しつつ、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
7. 科学的・計画的な鳥獣管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、当該手法の全国的な統一を図るなどにより、都道府県等による正確な生息数の推定等を促進させること。
8. 生物多様性国家戦略に掲げられている自然共生社会の実現のためには、鳥獣の生息地である森林や里山等の整備・保全を進めることが重要であるとの認識のもと、関係行政機関や土地所有者等と調整を図りつつ、生息環境管理に取り組むこと。
9. 防護柵の設置や放置された農作物等の除去等による被害防除は、被害の未然防止のみならず、鳥獣の生息数の抑制にも資することから、当該対策が適切に行われるよう、都道府県や市町村に対し助言を行うこと。
10. 鳥獣の捕獲から捕獲個体の処理までの一連の作業について捕獲者が多大な労力と費用を負担している現状に鑑み、その負担を軽減するため、各都道府県における鳥獣の管理に資する鳥獣の捕獲等に対し、財政支援を行うことについて検討すること。
11. 新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が科学的・計画的に広く実施されるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うことについて検討すること。  
また、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を委託するに際し、認定鳥獣捕獲等事業者等による科学的・計画的捕獲が効率的かつ適正に行われるよう委託条件を定めるとともに、実施された事業の監査・評価を十分に行うよう指導すること。
12. 希少鳥獣については、希少鳥獣保護計画制度を積極的に運用するとともに、その生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大に伴い、当該鳥獣の捕獲等を実施する必要がある場合であっても、その個体群の長期的存続に影響が及ばないよう十分に留意すること。
13. 特定希少鳥獣管理計画を定める場合は、当該特定希少鳥獣の生息地の範囲において農林水産業を営む者が、同鳥獣の保護に関する理解と関心を深められるよう、必要な措置を講ずること。
14. 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成するとともに、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど衛生管理の徹底等による安全性の確保に努めること。また、販売経路の確立、適正な消費拡大への支援等、関係機関と連携しながら適切な措置を講ずることなどにより、地域の新たな産業として普及の拡大を図ること。
15. 囲いわなを始めとするわなのうち、安全性の向上及び効率的なシステムの開発が進んでいるものについては、これを活用した科学的知見に基づく効率的な捕獲手法の研究開発及びその普及に努めること。  
また、錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、平成十九年一月の規則改正により、狩猟におけるとらばさみの使用禁止及びくくりわなの規制強化がなされたことを踏まえ、とらばさみ及びくくりわなの一層の制限について検討を行うこと。
16. 本法第八十条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する最新の情報に基づく保護及び管理が図られていないと認められるときは、関係行政機関の連携により、速やかに生息情報の収集を図りつつ、本法除外対象種の見直しを行うこと。
17. 本法により、鳥獣の捕殺を伴う積極的な管理が実施されることとなることに鑑み、鳥獣管理の必要性や科学的根拠を国民に丁寧に説明し理解を得るよう努めること。

## おわりに

本法律案の成立により、鳥獣法は、従来の保護のための管理から、より積極的な個体群等の管理を実現するための転換がなされることとなり、効果的な鳥獣の捕獲の推進が期待される場所である。しかし、衆参両院の委員会審査においても指摘されたように、生息数を抑制させ、ひいては生態系や農林水産業被害を低減させるためには、単に捕獲数を増加させるだけではなく、科学的・順応的管理に基づく個体群管理を行うことが重要となる。こうしたことから、都道府県の体制整備等に対する国による財政支援の動向を始め、今後環境省令において具体的に定められる基準の内容や基本方針、都道府県における実際の運用状況については注視していく必要がある。

また、本法律案においては、狩猟免許保持者の増加に直接的に結び付く措置は採られていない。中央環境審議会による答申においては、「管理」のための捕獲等の担い手として鳥獣保護管理に携わる者に対する免許や資格の在り方等について、引き続き検討が必要とされている。狩猟免許制度に関する議論は今後の捕獲等の担い手確保に直結しており、早急に議論を進めるとともに、新たな解決策を講じていく必要がある。

(やまぎし ちほ)